

Title	土地所有の「派生的性格」についての一考察
Sub Title	A study of the landownership
Author	寺出, 道雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1982
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.75, No.5 (1982. 10) ,p.776(116)- 784(124)
JaLC DOI	10.14991/001.19821001-0116
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19821001-0116">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19821001-0116</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 土地所有の「派生的性格」についての一考察

寺 出 道 雄

- 一 問題
- 二 資本と土地所有
  - 1. 賃労働, 資本, 土地所有
  - 2. 土地所有者階級
  - 3. 収入の物神性
- 三 結論

### (一) 問題

マルクスは、『資本論』第三部第七篇「超過利潤の地代への転化」第37章「緒論」において、その考察の対象が「土地所有の一つの独自の歴史的形態であり、封建的土地所有なり生計部門として営まれる小農民的農業なりが、資本や資本主義的生産様式の影響によって転化させられた形態<sup>(1)</sup>」におかれるものであると述べる。

『資本論』においては、そうした「土地所有の近代<sup>(2)</sup>的形態」が、資本・賃労働関係に対して派生的性格を有するものとして考察されるのである。しかしながら、そこにおける展開は、土地所有——その人格化としての土地所有者——の派生的性格の内実の理解において、なお検討されるべき問題を含んでいるように思われる。その点の検討は、『資本論』における課題の徹底という意味において、重要性をもつといえるだろう。

### (二) 資本と土地所有

#### (1) 賃労働, 資本, 土地所有

直接生産者と生産手段の分離は、資本制生産の歴史的前提をなすのであって、歴史的にそのような分離を達成していく過程が、資本の本源的蓄積過程に他ならない。もちろん、資本制生産のための絶対的な歴史的前提をなすものとして現われるのは、直接生産者と生産手段との分離一般である。そこで、直接生産者から分離された、生産された生産手段の所有者と、それ自身生産物でない生産手段としての土地の所有者が人格的に同一であるか非同一であるかは、資本制生産の歴史的開始にとって一応は無関係なのである。

しかしながら、イギリスにおける本源的蓄積過程の歴史的事実が示すように、直接生産者から分離された、生産された生産手段と生産物でない生産手段としての土地とがそれぞれ別の人格によって所有されるということ、言いかえるなら、資本所有とは区別される独自の土地所有が形成されるということは、直接生産者からの土地収奪の徹底性を示すものとして、直接生産者からの生産された生産手段の収奪の徹底性をも確保するのである。直接生産者と生産手段の分離一般の徹底性は、賃労働者、資本家、土地所有者の三者の人格的分離の歴史的生成の過程で与えられるのである。

それでは、以上のように、資本制生産の歴史的前提をなす本源的蓄積過程で与えられる、賃労働、資本、土地所有の三者の人格的分離は、完成されたものとしての資本制社会において、資本の運動法則そのものによって再生産されるものとなるのであろうか。

注(1) Marx [2] III. S. 627, ⑥. p. 793~794.

(2) ibid. III. S. 628, ⑥. p. 794.

### 土地所有者の「派生的性格」についての一考察

ここで注目されなければならないことは、賃労働、資本、土地所有の三者の人格的分離というとき、賃労働と資本、賃労働と土地所有の分離と、資本と土地所有の分離とは、その有する意味が異なるということである。賃労働と資本、賃労働と土地所有の分離は、資本制生産の絶対的な歴史的前提をなすものであり、また、その存続のために絶対に維持されなければならない関係であった。そして、事実、資本の運動法則そのものは、ひとたびその歴史的な前提として、それらの分離が与えられるなら、その分離を絶えず再生産する機構を有しているのである。

すなわち、そこで基軸となる事情は、生産された生産手段、生産物でない生産手段としての土地ともに、資本制社会においては、価格をもつものとして現われざるをえないという点にあるといつてよいであろう。問題を賃労働と土地所有の分離に限定するなら、差額地代論、絶対地代論を通じて、土地は資本によって耕作されるなら必ず地代を生むものであることが明らかにされる。そして、土地が耕作されるなら地代を生むものとなるという関係は、土地——既耕地——を、所有するならば地代を獲得しうるものとして、一定の価格をもった商品とする根拠となるのである。しかしながら、労働力の再生産費としての賃金以外に収入源泉をもたない賃労働者は——一定の価格をもった生産された生産手段を購入する資金をもたないのと同様——そうした土地を購入する資金をもたない。ひとたび賃労働と土地所有の分離が与えられるなら、資本の運動法則そのものが、その分離を、資本が自らの活動領域とした土地について絶えず再生産することになるのである。<sup>(3)</sup>

しかしながら、賃労働と土地所有の分離を絶えず再生産する、土地が耕作されるなら必ず地代を生むことを根拠として、一定の価格をもった商品とならざるをえないという関係は、資本と土地所有との分離を現実的に「曖昧」化していく契機となるのである。たしかに、土地が耕作されるなら必ず地代を生むという関係

は、一方において、土地を、賃金とも利潤とも異なる地代という収入源泉をもたらす存在とし、土地所有の所有としての独自性を根拠づけるのである。他方、そうした地代の存在は、土地の商品化を根拠づけることによって、土地を、それを購入する資金を有する何者によっても所有されうるものとするのである。土地所有者は、そこでは、もはや資本家との人格的分離を積極的に論証しえない存在となっているのである。<sup>(5)</sup>

そして、そのような資本と土地所有との分離の曖昧化は、土地価格の基準が、地代を利子率で資本還元したのものとして与えられることによって完成されるといってよい。

マルクスは、以下のように展開する。

「地代は、土地所有者が地球の一断片の賃賃によって毎年受け取る一定の貨幣額で表わされる。すでに見たように、一定の貨幣収入はすべて資本還元されることができる。すなわち、ある想像的な資本の利子とみなされることのできる。だから、たとえば中位の利子率が5%だとすれば、年額200ポンドの地代も4,000ポンドという資本の利子とみなすことができる。こうして資本還元された地代は土地の購入価格または土地の価値をなすのであるが、これは、一見して明らかに、ちょうど労働の価格と同じように、不合理な範疇である。なぜならば、土地は労働の生産物ではなく、したがってまた価値をもっていないからである。しかし、他面、この不合理な形態の背後には一つの現実の生産関係が隠れているのである。ある資本家が年額200ポンドの地代をあげる土地を4,000ポンドで買うとすれば、彼は4,000ポンドの5%に当たる平均年利子を得るのであって、それは、ちょうど、彼がこの資本を利子付き証券に投じた場合や直接にそれを5%の利子で貸し出した場合と同じことである。それは、4,000ポンドという資本を5%で増殖することである。」<sup>(6)</sup>

一定の利子率が与えられているなら、年々に地代を生むものとしての土地の価格は、地代を利子率で資本還元したのによって規準を与えられる。そのような

注(3) 日高[3], p. 440~444 参照。

(4) 日高[4], p. 227.

(5) 拙稿[8], p. 52~54 参照。

(6) Marx[2], III. S. 636, @. p. 804.

もとでは、資本家が土地所有者となりうることの根拠は十全に明らかにされる。資金をもつものとしての資本家が、土地を購入することによって土地所有者となる途、逆に、土地所有者が土地を販売することによって資金を得る途は十全に開かれるのであり、資本家と土地所有者との分離の曖昧化は完成されるのである。<sup>(7)</sup>

マルクスは、資本家と土地所有者との人格的分離について次のように展開する。

「土地の資本主義的耕作は機能資本と土地所有との分離を前提するのであるが、それとまったく同様に、それは原則として土地所有の自己経営を排除するのである。このような場合がまったく偶然的だということは、すぐわかる。もし、穀物需要が増大して、自己経営的所有者の手にあるよりも広い面積の土地種類Aを耕作することが必要になってくれば、つまり、およそ耕作が行なわれるためには土地種類Aの一部分が賃貸しされなければならなくなれば、資本の投下にとって

土地所有がなしている制限のこのような仮定的な廃止は、すぐなくなるのである。<sup>(8)</sup>

このようなマルクスの展開は問題を含んでいるといえるだろう。

そこで、マルクスは、「土地種類A」——最劣等耕作地——を、「自己経営的所有者」の手にあるものと、土地経営資本家とは区別される土地所有者の手にあるものからなると前提し、前者の耕作が限界に達したもとの、より以上の土地の耕作が必要とされるなら、後者の「土地種類Aの一部分が賃貸しされなければならなくな」という、所与の前提のもとでは自明のことをもって、資本と土地所有との分離の「論証」としてしているのである。しかしながら、マルクスのように、自己経営的所有者と、土地経営資本とは分離された土地所有者の併存を前提することは、恣意的な前提にすぎないといえるだろう。

むしろ問題は、本源的蓄積過程において、資本家とも賃労働者とも異なる「第三者」としての土地所有者

注(7) マルクスは、未耕地の価格について次のように述べる。

「いろいろな質の未耕地の価格は(ただ差額地代だけを前提すれば)それと同質で同等な位置にある既耕地の価格によって規定されている。この未耕地は地代を生まないにもかかわらず、その価格は同じである——付加される開墾費を差し引けば。」(Marx [2], III. S. 681, ⑥. p. 861)

たしかに、現実の耕作の進行のもとでは、そのような規定をなしうるのであろう。しかしながら、論理的な序列として厳密に想定された下向序列のもとで、そのような事態を想定することはできない。

第一に、そのようなもとでは、「同質で同等な位置」の土地で、既耕地と未耕地が併存するのは、新たに耕作に導入された、絶対地代のみをもたらず土地種類においてのみである。「ただ差額地代だけを前提すれば」という条件において、「同質で同等な位置」の土地における既耕地と未耕地の併存をとくことはそもそもできないのである。第二に、そうした厳密に想定された下向序列のもとでの未耕地には、その時点では地代が存在しえないのであるから、地代を資本還元した土地価格についても、原理的には語りえないのである。

ところで、大内力氏は、未耕地が「現在は果実を生まないとしても、やがてかならずそれを生むことを期待しうるものであるから、いわば一種の『将来財』として財産化」(大内[6], p. 576)されるものとして、未耕地の土地所有を論証する。

しかし、そのような論証が成立するためには、未耕地の価格の基準が正の値をとることが論証されなければならぬであろう。そのような論証がなされなければ、土地価格の存在をもって賃労働者と未耕地の土地所有の分離を説くことはできない。(大内氏の方法では、未耕地に正の土地価格の基準が存在しないなら、賃労働者が——生産手段を購入して土地を耕作することは不可能でも——それを所有すること自体は可能である。)

他方、未耕地の価格の基準が正の値をとるとすることは、現存地代額を現行利率で除したものが既耕地の価格の基準であるとする事と矛盾する。それが将来の地代を根拠に正の価格の基準をもつとすることは、地代論の体系にとって異質なものが導入されたことを意味するのである。

数学的には、予想される地代変動の額と、地代変動までの年数と、利率が与えられれば、将来の地代変動を見込んだ現時点における土地価格を求めることは可能である。しかし、そうした展開が原理的に可能であるかは疑問であり、未耕地の土地価格の算定にのみそうした展開を導入することは一層疑問である。その点は、大内氏的な未耕地の土地所有の論証方法そのものへの疑問につながる。拙稿[7], p. 134~136 参照。

原理的には、未耕地の土地価格を積極的に示すことはできないとしたのも、以上のような理由による。

(8) Marx [2], III. S. 759~760, ⑥. p. 965,

### 土地所有者の「派生的性格」についての一考察

によって所有された土地、地代論の論理展開においては未耕地として現われる土地が、資本の活動領域として見い出され、既耕地として地代をもたらす土地となったときに、なお「第三者」としての土地所有者によって所有される必然性をもつのかという点だったのである。そうした問題は、差額地代論においても、絶対地代論におけると同様、歴史的に与えられるものとしての「第三者」としての土地所有者を前提してしまうマルクスには意識されることがないのである。言いかえるなら、マルクスには、資本制社会の純粹化の傾向の結果として与えられる、賃労働、資本、土地所有の分離の一環としての資本と土地所有の分離の問題と、完成されたものとしての資本制社会において、資本と土地所有の分離が曖昧化されていくという問題との次元の相違が明確化されていないのである。

これに対して、そのようなマルクスの見解の批判の上に、資本制社会における、資本と土地所有の分離の曖昧化を強調するのは日高普氏である。だが、日高氏

にあつては、地代論自体の展開では、資本の運動法則そのものが、資本とも賃労働とも分離された土地所有を根拠づけるものとし、その末尾で諸階級——三階級とその収入——について展開する中で、利子論への移行規定として土地の商品化を説き、資本家と土地所有者の分離の曖昧化を指摘するという論理展開になっているのである。しかしながら、土地の商品化の根拠を与えるものが、土地が耕作されるなら地代をもたらすという関係である以上、そうした地代そのものによって根拠づけられる土地所有は、本来、資本とも、賃労働とも分離されたという意味での「第三者」性を積極的に展開しえないものとして根拠づけられていると考えられなければならないと思われるのである。土地の商品化そのものを明示的に展開する場が地代論の末尾におかれるにせよ、地代そのものによって根拠づけられる土地所有は、すでに、それを購入する資金を有する何者によっても所有されうる存在としての内実をもっている<sup>(9)</sup>のである。<sup>(10)</sup>

注(9) 日高〔4〕, p. 212~221,〔5〕 p. 154~177 参照。

なお、大内氏は、次のような例をあげて土地所有と土地経営資本との分離を主張する。

「今1億円の資金をもって農業経営をおこなう資本家を想定してみよう。もしかれが土地をみずから所有するとすれば、かれはたとえば5,000万円を地価として固定しなければならないから、その機能資本はのこりの5,000万円ということになる。しかしこの土地所有に投ぜられた資本は……たとえば5%という利子率に相当する増殖しかなしえないことになる。これにたいして機能資本のほうの5,000万円は、通常のはあい平均利潤をもたらす。それをかりに15%とすれば、このばあいにはかれの1億円の資本は、平均して10%しか価値増殖をしないことになるであろう。だが、かれが借地のうえに経営するとすれば、1億円はすべて機能資本となり、たとえ地代を支払っても15%の平均利潤を実現する。したがって増殖率を極大にしようとする資本の競争は、かならず土地所有を外在化せしめる」のである。(大内〔6〕, p. 533~534)。

しかしながら、以上のような論証は難点を含んでいる。

問題は、土地生産における資本家が、生産的に投資されうる資金を土地投資にむけ、機能資本を自ら制限することはないということの確認にあるのではない。土地生産における資本家をも含め、遊休資金を有する資本家が土地投資を行なう条件が開けるということが問題なのである。資本家が土地を購入しようということは、土地生産における資本家の自己経営地の所有が限定的に想定されるのではけつてないが、土地は、文字通り資金を有する何者によっても所有されうるものとなるのであり、そのような事情の一環として、自己経営地の所有も積極的に排除されないのである。

大内氏が自らも主張するように、原理的には、土地に投じられる資金は遊休資金であり、「社会的遊休資金が土地所有にも投資されるという点を、産業資本が直接土地所有に投資するということと同一視し、「土地所有は標準的利子しかもたらさないから、そういう投資はありえない」(ibid., p. 609)とすることはできないのである。「むろん生産的に投資されうる資金が直接土地所有に向うことはありえない。しかし社会的遊休資金は……原論では……産業資本の循環のなかから析出されるものとするしかないとしても、直接生産的に投資されえないからこそ遊休資金なのであり、したがってそれはせいぜい利子をえられれば、資本にとって不生産的な死重たることを回避できる」といった存在なのである。」(ibid., p. 609)

こうした点からするなら、「原論の論理のなかで、土地所有はともかくとして土地所有者階級を積極的に規定することは困難である」(ibid., p. 738)という指摘は重要である。もちろん、そこで、大内氏には、注(7)でみたように、既耕地の所有根拠と未耕地の所有根拠を区別する視角は存在せず、一般に「原論では、土地所有者と資本家とが同一人物であるかどうかはどうでもいいことである」(ibid., p. 738)とされるのであるが。

## (2) 土地所有者階級

マルクスは、『資本論』第三部第七篇「諸収入とそれらの源泉」第52章「諸階級」を次のように始める。

「労賃、利潤、地代をそれぞれの収入源泉とする単なる労働力の所有者、資本の所有者、土地所有者、つまり賃金労働者、資本家、土地所有者は、資本主義的生産様式を基礎とする近代社会の三大階級をなしている。

イギリスでは、争う余地なく、近代社会がその経済的編成において最も著しく最も典型的に発展している。それにもかかわらず、この階級編成はこの国においてさえ純粹に現われてはいない。中間階層や過渡的階層がこの国でも……致る所で限界規定を紛らわしくしている。とはいえ、これはわれわれの考察にとってはどうでもよいことである。すでに見たように、生産手段をますます労働から切り離し、分散している生産手段をますます大きな集団に集積し、こうして労働を賃労働に転化させ生産手段を資本に転化させるということは、資本主義的生産様式の不断の傾向であり発展法則である。そして、この傾向には、他方では、資本と労働からの土地所有の独立的分離が対応している。言い換えれば、資本主義的生産様式に対応する土地所有形態へのすべての土地所有の転化が対応している。<sup>(11)</sup>」

たしかに、賃労働、資本、土地所有の人格的分離は、資本制社会の全般的な支配のための歴史的前提をなすものであり、資本制社会の純粹化傾向の産物である。そしてまた、そうした純粹化の極限において、土地所有は、賃金とも利潤とも異なる地代という収入源泉をもたらすものとして再生産されるのである。

しかしながら、前述のように、資本制地代をもたらすものとしての「資本主義的生産様式に対応する土地所有形態」とは、すでに商品としての土地の所有として、それを購入する資金を有する何者によっても所有されうる存在だったのである。言いかえるなら、資本の本源的蓄積過程の所産として与えられる、資本とも

賃労働とも異なる「第三者」としての土地所有は、資本の運動領域として包摂され、地代をもたらす既耕地の土地所有となることによって、その性格を変化させられるのである。

そのような点からするなら、土地所有者を、資本家や賃労働者と同等の意味をもつものとして、資本制社会の「三大階級」の一つをなすものと考えることができないことは明らかであろう。それが同時に他の何者であったとしても、土地を所有し地代を得る者のことを、その土地を所有するものとしての資格において土地所有者とよぶことは誤りではない。しかし、土地所有者の集団を、土地所有者階級とよぶためには、それが資本家の集団とも、賃労働者の集団とも人格的に分離されていることが必要条件となるであろう。この場合、前述のように、土地所有と賃労働の分離は、資本制社会において絶えず再生産されるものであった。しかしながら、資本の運動法則は、資本の本源的蓄積過程の結果として与えられる資本と土地所有の分離を再生産していく機構をもたないのである。むしろそれは、土地を商品化し、そうした土地に価格の基準を与えることによって、土地所有と資本の分離を曖昧化していくのである。<sup>(12)</sup>

『資本論』において、土地所有者階級を、「近代社会の三大階級」の一つをなすものとするマルクスの展開は、その差額地代論においても、絶対地代論におけると同様、「第三者」としての土地所有を歴史的に与えられたものとして前提するという方法と結びついたものである。そしてそうした方法は、さらに、19世紀中葉におけるイギリスの歴史的事実を根拠としていたのである。

歴史的には、19世紀中葉のイギリスにおいては、土地が商品化され、土地を購入する資金を有する者が土地所有者となりうる途が開けても、現実には、資本家が土地所有者となる関係は十全には展開しなかった。そこでは、土地が「土地貴族」によって基本的に独占

注(10) 絶対地代のみをもたらす、新たに耕作に導入された土地の問題については、拙稿[8] p. 54, 注(34) でふれたように、絶対地代をもたらす既耕地に転化することによって、商品として所有される根拠を獲得するものと考えられるであろう。

(11) Marx [2], III. S. 892, ⑥. p. 1130.

(12) ここで、資本と土地所有の分離の曖昧化というとき、曖昧化の主体が土地所有の運動ではなく、資本の運動にあることは、強調してしすぎることはない。

されるという関係が存続したのであり、「土地貴族」としての土地所有者階級と、資本家階級との対抗は明確に発現したのである。ブルジョワ的土地国有論の存在は、その点を示すものであろう。<sup>(13)</sup>

しかしながら、原理的には、資本と土地所有との分離の曖昧化は主張しうるものであり、その点は、資本家と土地所有者との対抗の意味をも規定していくのであろう。<sup>(14)</sup>

資本家と土地所有者との関係は、利潤と地代とが共に社会全体で形成された剰余価値の分配形態であることのうちにその基礎を与えられる。

絶対地代が問題である場合、地代の支払いなしには土地の耕作を許さず、土地生産物の市場価格を引き上げる未耕地の土地所有、資本の本源的蓄積過程の結果としてのみ「第三者」としての土地所有者に所有される根拠を与えられる土地所有は、それ自身、積極的に、社会全体で形成された剰余価値の土地所有者への配分換えをもたらすのである。そのような事情は、土地所有者——絶対地代を作り出す未耕地の土地所有者のみではなく、絶対地代を取得する既耕地の土地所有者を含め——と、資本家との対抗を根拠づけるのである。

また、差額地代が問題である場合も、地代が社会全体で形成された剰余価値の一部をなすものとして土地所有者の収入となるかぎり、土地所有者を資本家との対抗におく契機をもたざるをえない。

とりわけ、そこにおいて、資本家と土地所有者との借地契約の締結は、本来、原理的には確定しがたいところの借地期間を確定するという問題をその内に含まざるをえないのである。資本家が土地資本 (la terre-capital という意味での) の投下において、与えられた借地期間のもとでどのような行動をとるかということ

は原理的に確定しえても、借地期間そのものは原理的に確定しがたいのである。そうした原理的に確定しがたいものを現実的に確定しなければならないという事情が、資本家と土地所有者との対抗の根拠となるのである。

しかしながら、すでに、そうした地代をもたらす土地の所有は、地代の存在そのものを根拠として、それを購入する資金を有する何者によっても所有されるものとなっているのであり、土地価格の基準が明らかにされることによって、資本と土地所有の分離の曖昧化は完成されるのである。そして、そのような点からするなら、資本家と土地所有者との対抗が、階級対抗という内実を十全にもちうるものでないことは明らかであろう。土地所有者は、資本制社会において、本源的蓄積過程の結果として与えられる「第三者」性を再生産される必然性をもたないのである。

地代論の展開によって「近代社会の三大階級」の一つとしての土地所有者階級の存立が明らかにされる、といっても、土地所有者階級の階級としての独自性は、本来、以上のような限定された意味においてのみ存在するのであり、そこで明らかにされる資本家と土地所有者との対抗は、その両者の分離の曖昧化の中で、剰余生産物・剰余価値の取得者としての所有者階級内部での対抗に溶解されていくのである。

マルクスも、『剰余価値学説史』において、ブルジョワ的土地国有化論の実現不可能性を説く中で、次のように述べるのである。

「それゆえ、急進的なブルジョアは……理論の上では私的土地所有の否定に向って進み、それを国有の形態において、ブルジョア階級の、資本の、共有にしようとする。けれども実際にはその勇氣はない。というのは、ある所有形態——労働条件の私的所有の一形

注(13) マルクスは『剰余価値学説史』において次のように述べる。

「リカードの意味での土地所有の廃止、すなわちその国有への転化、したがって地代が地主ではなく國家に支払われるということは、理想であり、資本の最奥の本質から生まれてくる切望である。資本は土地所有を廃止することはできない。しかし、土地所有の地代〔國家に支払われる地代〕への転化によって、資本は〔地代を〕階級として國費の支弁のために取得するのであり、したがって、自分が直接には確保することができないものを回り道をして取得するのである。」(Marx [1], III. S. 464, ⑥. p. 134)

絶対地代の廃絶と差額地代の国有という、ブルジョワ的土地国有のもと二つの事態のうち、ブルジョワ的土地国有論者の主眼が後者にあったことは明らかである。絶対地代の形成の機構が、そうした論者に明らかでなかったことはいうまでもないとして、それは、本来、単位面積当り小額のものであり、まして、現実の複雑な耕作の進行のもとで、それがどの程度実在したものかは、はなはだ疑問だからである。この点は別稿において改めて検討したい。

(14) 日高〔4〕, p. 225~226 参照。

態——にたいする攻撃は、他の形態にとって非常に危険なものとなりうるからである。そのうえブルジョアは自分自身が土地を所有するようになってきたのである。<sup>(15)</sup>

しかしマルクスは、こうした資本家による土地購入による資本と土地所有の分離の曖昧化を、『資本論』において原理的に位置づけることはないのである。

### （3）収入の物神性

以上のような資本と土地所有の分離の曖昧化は、資本制生産の当事者達の観念にも表現されざるをえない。その点を示すものが、収入の物神性の範式である。

マルクスは、『資本論』第三部第七篇『諸収入とそれらの源泉』第48章『三位一体的定式』において、次のように述べる。

「資本——利潤（企業者利得・プラス・利子）、土地——地代、労働——労賃、これは、社会的生産過程のあらゆる秘密を包括している三位一体的形態である。<sup>(16)</sup>」

この、いわゆる三位一体範式においては、資本が、土地および労働という生産過程の社会的形態とは無関係な素材的要素と併列させられることによって、それ自身無媒介に生産された生産手段として含意される。そして、そのような把握のもとに、「資本」「土地」「労働」といういわゆる生産の三要素が、それぞれ利潤、地代、賃金の源泉として現われる。そこでは、資本制社会における資本家、土地所有者、賃労働者の収入が直接に労働過程の三つの要素から導きだされるのである。

しかしながら、このような三位一体範式は、それが資本制社会に存在するいわゆる三大階級の収入源泉を示すものであるかぎり、日高普氏の指摘するように、収入の物神性の完成形態ではありえない。<sup>(17)</sup>

そのような物神性の完成形態は、利潤の利子と企業者利得への分割を契機として与えられるのである。利潤の利子と企業者利得への分割によって、「利子は資本の本来の特徴的な所産として現われるが、企業者利

得は、それとは反対に、資本にはかかわりのない労賃として現われる」<sup>(18)</sup>。資本——利潤の範式は、資本——利子の範式と、労働——賃金という範式に分裂するのであり、「この形態では、資本主義的生産様式を独特に特徴づける剰余価値形態である利潤は、幸いにも除かれて<sup>(19)</sup>いる」。

そして、資本——利子の範式の成立は、土地——地代の範式をもとらえずにはいないのである。すでにみたように、「一定の貨幣収入はすべて資本還元されることができる。すなわち、ある想像的な資本の利子とみなされることができる。だから、たとえば中位の利子率が5%だとすれば、年額200ポンドの地代も4,000ポンドという資本の利子とみなすことができる」。

土地は、それを所有することによって一定の利子をもたらす資本として観念され、土地——地代の範式は、資本——利子の範式に包摂されることになるのである。こうして、資本——利潤、土地——地代、労働——賃金という三位一体範式は、資本——利子、労働——賃金という二つの範式に単純化されて現われる。マルクスも、『剰余価値学説史』においては、次のように述べるのである。

「土地の場合には、俗流経済学者は、重農主義者達の口まねをするのではないかぎりでは、逆のやり方をする。前には彼は、資本を商品に転化させて、資本と商品との区別を、商品の資本への転化を、説明しようとする。今度は彼は土地を資本に転化させる。なぜなら、彼にとっては土地の価格よりも資本関係それ自体のほうが彼の見解に合っているからである。地代は資本の利子と考えることができる。……これによって、土地——地代は資本——利子に転化されており、これはこれでまた諸商品の使用価値にたいする支払に、したがってまた使用価値——交換価値という関係に、幻想化されるのである」<sup>(20)</sup>。

そこでは、資本は所有することによって利子を生むものと把握され、生産物でない生産手段である土地までをも包含することになるのである。他方、資本——

注(15) Marx [1], III. S. 39, ④. p. 67. なお、傍点は引用者。

(16) Marx [2], III. S. 822, ⑤. p. 1043.

(17) 日高 [5], p. 212~230 参照。

(18) Marx [2], III. S. 822, ⑤. p. 1043.

(19) *ibid.*, III. S. 822, ⑤. p. 1043~1044.



### 土地所有者の「派生的性格」についての一考察

利子の範式と併列された労働——賃金の範式においては、賃労働者の労働のみではなく、資本家の活動までもが労働として包含されるのである。そのような二つの範式のもとでは、資本制社会における剰余生産物ないし剰余価値の産出と取得の機構は、完全に神秘化されるのである。

しかしながら、マルクスは、『資本論』においては、利潤の利子と企業者利得とへの分割によってもたらされる収入の物神性の範式として、次のような三位一体範式を示す。

「資本——利子，土地——地代，労働——賃金」<sup>(21)</sup>

こうしたマルクスの範式が、『資本論』の最終章である第七篇第52章「諸階級」において、賃労働者、資本家、土地所有者を「近代社会の三大階級」をなすものとして最終的に示すための前提であることはいうまでもない。そこでは、イギリスにおける歴史的事実に根拠をおいて、資本の本源の蓄積過程において歴史的に生成した、資本、賃労働、土地所有の三者の人格的分離が、完成されたものとしての資本制社会においても再生産されるものと把握され、それらの収入の物神性が解明されるのである。

しかしながら、前述のように、いわゆる「近代社会の三大階級」の一つをなすものとしての土地所有者階

級は、完成されたものとしての資本制社会において、資本の本源の蓄積過程において与えられた資本家階級との人格的分離を再生産される必然性をもたないのである。資本家の活動をも労働と把握し、企業者利得を労働の生む賃金と把握することが、資本制社会における剰余生産物ないし剰余価値の産出と取得の機構を神秘化する観念にすぎないのに対して、土地——地代の範式が資本——利子の範式に包摂されることには、土地の商品化とその価格の基準の成立による、資本家と土地所有者の分離の曖昧化という原理的に主張しうる事態がその根底に存在したのである。

資本制社会は、その分離を曖昧化された資本家と土地所有者からなる所有者と、非所有者としての賃労働者という二大階級に分割されることが最終的に明らかにされるのであり、資本——利子，労働——賃金という収入の物神性の範式は、そうした二大階級の存在を神秘化するものとして収入の物神性の純粋な完成形態<sup>(22)</sup>なのである。

### (三) 結 論

土地は、あらゆる自然素材および、人間労働力と生産された生産手段に媒介されない自然力を包摂するも

注(20) Marx [1], III. S. 511, ①. p. 213~214.

もちろん、ここで、土地はそれぞれの地片によって、位置と豊度が異なるものである。土地が、位置と豊度に応じて単位面積当りにもたらす地代額が異なるという関係は、土地価格の基準が与えられるなら、位置と豊度に応じて単位面積当りの土地価格が異なるという関係として表現される。一定の資金をもち、土地を購入する者にとって、どのような土地を購入しようと——土地価格が地代を利子率で資本還元したものによって基準と与えられる限り自明のこととして——購入した土地から得られる地代総額は一定であるが、購入した土地の総面積は、位置と豊度に応じて異なるのである。

資金そのものが、量においてのみ異なる存在であっても、資金と地代を媒介するものとしての土地は、単位面積当りの価格が異なるのである。土地そのものは、なお、位置と豊度に応じた「個性」をおびて存在せざるをえない。土地——地代の範式が、資本——利子の範式に包摂される一方、『重農主義者達の口まね』をする観念が存在するもの、そうした点に根拠をおいていたといえるであろう。

(21) Marx [2], III. S. 822, ①. p. 1043.

(22) 日高 [4]. p. 212~230 参照。

(23) 日高 [4], p. 212~230, [5], p. 175~176 参照。

日高氏は、収入の物神性の完成形態を財産——利子，勤労——給与の範式として示す。しかし、収入の物神性の完成とは、「資本」「労働」といった、資本制社会の基軸的な範疇の没概念化の完成そのものによって示されると考えられるのではないだろうか。

なお、収入の物神性の完成形態として、「資本——利子，土地——地代，労働——賃金」をあげるマルクスの把握は、その地代に先立って利子を説く方法とも関連したものであろう。資本——利潤の範式が、資本——利子，労働——賃金という範式に分裂する根拠が明らかにされた後に、土地——地代の範式の根拠が明らかにされることは、収入の物神性の完成形態を、資本——利子，労働——賃金の二範式に、土地——地代の範式を加えた三位一体範式として示すことと関連するのである。この地代と利子の展開序列の問題は、別稿で検討したい。

のとして、生産された生産手段に対してより本源的な生産手段をなす。

そうした土地は、資本制社会において、資本の運動領域として見い出され、資本によって耕作されるなら、必ず地代をもたらすものとなる。そして、土地が、利潤とも賃金とも異なる収入源泉としての地代をもたらすことは、土地所有の所有としての独自性を根拠づけるのである。

しかしながら、土地所有の「所有としての独自性」を根拠づける、土地が耕作されるなら地代をもたらすという関係は、同時に土地の商品化の根拠をなすものとして、土地を、それを購入する資金を有する何者によっても所有されるものとするのである。本源的な生産手段としての土地は、商品化され、商品世界に包摂されることによって、それを「所有することの独自性」を解消されていくのである。そして、そうした関係は、土地価格の基準が与えられることによって完成されるといってよい。そこでは、現実的にも、資金の所有者としての資本家が土地を購入し、土地所有者となる途が十全に開かれるのであり、土地—地代という関係は、資本—利子という関係に擬制されて観念されるのである。本源的蓄積過程において、資本家とも賃労働者とも人格的に分離されたものとして形成される土地所有者は、完成されたものとしての資本制社会において、資本家からの分離を曖昧化されるものとしてのみ再生産されるのであり、そうした関係は、資本制生産の当事者達の観念にも表現されるのである。

土地所有者の社会集団としての土地所有者階級を「近代社会の三大階級」の一つをなすものとして捉えうるのは、以上のような含意において、すなわち資本

家と土地所有者の分離の曖昧化による、社会の所有者と非所有者という「二大階級」への分割に内包された、所有者の一亜種としての土地所有者階級という含意においてのみなのである。<sup>(24)</sup>『資本論』における土地所有者・土地所有者階級に関する把握は、そのような点が十全に解明されない点において、なお問題を残していたように思われるのである。

#### <引用文献>

- [1] K. Marx, Theorien über den Mehrwert, II, III, Werke, Bd. 26-2, 3, Dietz Verlag, 1967, 1968, 邦訳, 岡崎次郎・時永淑訳『剰余価値学説史』, 1970年, 国民文庫, 第4, 第9分冊(分冊数は④等として表示)。
- [2] \_\_\_\_\_, Das Kapital, III, Werke, Bd. 25, Dietz Verlag, 1964, 邦訳, マルクス=エンゲルス全集刊行委員会訳『資本論』, 1966年, 大月書店, 第5分冊。
- [3] 日高普『地代論研究』, 1962年, 時潮社。
- [4] \_\_\_\_\_, 『商業資本の理論』, 1972年, 時潮社。
- [5] \_\_\_\_\_, 『全訂 経済原論』, 1974年, 時潮社。
- [6] 大内力『経済原論』(下巻), 1982年, 東京大学出版会。
- [7] 寺出道雄「地代の正常な形態について」, 『三田学会雑誌』第72巻2号所収, 1979年。
- [8] \_\_\_\_\_, 「最劣等地に生ずる差額地代についての一考察」, 『三田学会雑誌』74巻6号所収, 1981年。

(経済学部助手)

注(24) 日高[4], p. 221~230 参照。